

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

## 臨時総会開催

2月26日、横浜情報文化センター情文ホールにて、当会の臨時総会が開催された。なお、議案の審議に先立ち、司法研修所刑事弁護教官の金谷達成会員により、「司法研修所における刑事弁護教育の現状と課題」と題する報告が行われた。

開会の挨拶を行う  
延命政之会長

### ◆第1号議案 会則一部改正

平成29年11月に施行された裁判所法の一部を改正する法律により、司法修習生に対する処分として、これまで設けられていた罷免のほか、司法修習の停止と戒告が新たに設けられることとなった。そこで、当会会則を同改正に対応させるため、当会で修習中の司法修習生に修習の停止又は戒告の事由があると認められた場合に、当会から日弁連へ通知することとする旨の会則の改正提案がなされた。同議案は、全会一致で提案とおり可決された。

### ◆第2号・第3号議案 弁護士法人会規及外国特別会規一部改正

いわゆる一人法人の社員欠亡による解散が当会の財政に与える影響などを考慮し、当会における弁護士法人会費の負担割合を定めるにつき、社員が一人である法人の区分を廃止して、社員十人以上の弁護士法人会員の負担割合を一律一般会員の月額会費の5割とする旨の関連会規の改正提案がなされた。

### ◆第4号議案 会員が懲戒手続に付されたことの事前公表に関する会規一部改正

当会の会員が懲戒手続に付されたことの事前公表に際し、ウェブサイトを有効に利用して行うための方法等について会規上明記する旨の改正提案がなされた。

### ◆第5号議案 綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規一部改正

当会における綱紀手続につき、手続の適正を確保しつつ合理化を図るため、特別な事情がある場合の文書の送達方法の選択や、その他手続の簡易化を可能とする旨の会規の改正提案がなされた。同議案は、全会一致で

### ◆第6号議案 弁護士業務適正化対策会規一部改正

平成29年12月の日弁連会規一部改正により、依頼者の本人確認等の措置に関する年次報告書の提出が義務付けられ、各弁護士会は、本人確認等の実施状況について、会員に対して必要な助言を行い、また報告を求めることができることとされた。しかし、それらの措置を当会執行部のみで対応することは負担が大きいため、当会適正化対策業務を行わせることを可

### ◆第7号議案 神奈川県弁護士会館会規一部改正

当会会館のリニューアル工事により会館内会議室の名称が新しくなったことに合わせての字句修正や、神奈川県弁護士協同組合などによる会館使用の継続許可の明確化、その他会館使用に関する

### ◆第8号議案 綱紀委員会及び予備委員選任当会綱紀委員会委員及び予備委員の任期満了等による後任委員の選任について、圧倒的多数で提案とおり可決された。

職者に占める女性会員の割合は更に低くなっているなど課題も多く、会内において、男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが急務である。そこで、当会における男女共同参画を実現するため

### ◆第9号議案 男女共同参画社会にむけての宣言

当会では、これまで男女平等実現のための様々な施策を講じてきたが、今なお全会員数に対する女性会員の割合は約19%にとどまり、また当会役

能とするべく、当会会規の改正提案がなされた。同議案に対しては、本議案における改正内容のみでは当会執行部の十分な負担軽減とはならないのではないかといった意見も出されたが、結果として全会一致で提案とおり可決された。

の呼びかけに賛同し、以来、ヘイトスピーチ根絶を目指す様々な運動の中心となっている。代表代理の裴重慶氏は、ネットワークの活動に多くの市民が共感し駆け付けてくれたことを振り返り、「まだ日本には連帯してくれる人々がいる」として、共生の街づくりを目指すことへの思いを語った。

「合唱団いちばん星」は、川崎の教職員を中心に平成4年に結成され、以来、「愛と平和を歌う市民合唱団」として25年間活動を続けている。昨

年、提案理由の説明の中で、同宣言案が性的マイノリティの視点を排する趣旨のものではないことについて触れられた。同議案は、全会一致で提案とおり可決された。(新倉 武)

4月となり、新年度が始まり、時期的には入学や入社時期である。私

通常総会開催(予定)のお知らせ  
日時：平成30年5月22日(火)  
場所：横浜情報文化センター 情文ホール



議案の採決の様子

## 山ゆり

4月となり、新年度が始まり、時期的には入学や入社時期である。私

## 第22回 神奈川県弁護士会 人権賞贈呈式

2月4日、「人権シンポinかながわ2018」において、第22回神奈川県弁護士会人権賞贈呈式が行われ、「ヘイトスピーチを許さない かわさき

市民ネットワーク」合唱団「いちばん星」の2団体が表彰された。「ヘイトスピーチを許さない かわさき市民ネットワーク」は、ヘイトスピーチに反対する活動を行うため、平成28年1月、川崎市川崎区桜本の社会福祉法人青丘社を中心に結成された。川崎市内外の多数の団体がそ

代表代理の裴重慶氏は、ネットワークの活動に多くの市民が共感し駆け付けてくれたことを振り返り、「まだ日本には連帯してくれる人々がいる」として、共生の街づくりを目指すことへの思いを語った。

「合唱団いちばん星」は、川崎の教職員を中心に平成4年に結成され、以来、「愛と平和を歌う市民合唱団」として25年間活動を続けている。昨

年、提案理由の説明の中で、同宣言案が性的マイノリティの視点を排する趣旨のものではないことについて触れられた。同議案は、全会一致で提案とおり可決された。(新倉 武)

### 受賞者を囲んで

市民ネットワーク」合唱団「いちばん星」の2団体が表彰された。「ヘイトスピーチを許さない かわさき市民ネットワーク」は、ヘイトスピーチに反対する活動を行うため、平成28年1月、川崎市川崎区桜本の社会福祉法人青丘社を中心に結成された。川崎市内外の多数の団体がそ

代表代理の裴重慶氏は、ネットワークの活動に多くの市民が共感し駆け付けてくれたことを振り返り、「まだ日本には連帯してくれる人々がいる」として、共生の街づくりを目指すことへの思いを語った。

「合唱団いちばん星」は、川崎の教職員を中心に平成4年に結成され、以来、「愛と平和を歌う市民合唱団」として25年間活動を続けている。昨

# 映画「休暇」上映会

## 講演 & 「死刑廃止に向けた日弁連の取り組み」

2月4日、横浜市開港記念会館にて、「人権シンポジウムかながわ2018」が開催された。盛りだくさんとなった催しの中から、死刑問題に関する映画上映会及び講演会、カジノ解禁推進法に関する講演会、ヘイトスピーチ規制に関する講演会の3つについて紹介する。

刑事法制委員会の主催により、死刑問題に焦点を当てた映画「休暇」の上映会と、死刑廃止に向けた日弁連の取り組みについての木村保夫会員による講演が行われた。

寒波襲来中の日曜朝10時からの企画であるにも関わらず、満席に近い状態で開演となり、死刑問題という重いテーマに対する関心の高さを痛感させられた。

映画は、拘留所の刑務官が、離婚歴のある子連れの女性と結婚することになり、新婚旅行を計画したことから始まる。彼は、旅行休暇を取得するために、死刑執行の担当を引き受けた。これを引き受ければ1週間の休暇が与えられるからである。その結果、彼は新婚旅行に行くことができ、家族との心の交流が芽生

えた。反面、引き受けた死刑執行担当の体験が、新婚旅行や家庭生活の中で想起され、彼の心の負担となる、といったあらずである。

普段知る機会がない、死刑囚の日常の過ごし方、死刑囚と刑務官との心の交流が丁寧に描かれており、特に刑の執行の場面では、きわめて強烈な印象を受けざるを得なかった。

死刑問題を、単に理論的側面から論じるのではなく、刑務官という死刑を執行する職務を担う者の、その私生活を織り交ぜた立場から見せることで、見る者に否応なく制度に対する疑問を抱かせるような内容になっていた。

死刑制度は、必然的に死刑を執行する人間の存在を伴う。こういった点からも、合憲性の問題が出てくるように思われた。

講演する木村保夫会員

映画に引き続き行われた講演では、死刑制度の存廃についての議論の真情が紹介され、日弁連の制度廃止に向けた取り組みが紹介された。

欧米では死刑廃止が主流という。我が国における更なる議論の深まりに期待したい。

(会員 千葉 勝郎)

# 人権シンポジウムかながわ2018

## シンポジウム

### 「ヘイトスピーチ規制を国際水準で考える～川崎の実例を踏まえて～」

人権擁護委員会の主催により、師岡康子弁護士(東弁)をコーディネーター

ター兼パネリスト、名城大学で国際人権を研究されている近藤敦教授、フ

リージャーナリストの中村一成氏をパネリストとして招き、ヘイトスピーチに関するシンポジウムを開催した。

中村氏は、京都の朝鮮学校襲撃事件取材しており、ヘイトスピーチによる被害についてリアルな話を聞くことができた。

特に印象的だったのは、同じヘイトスピーチに接しても、マジヨリティはただ不快と感じるだけなのに、当事者は生存にかかわる危機感・恐怖を感じるという「ヘイトスピーチの「非対称性」」についての話であった。

京都の朝鮮学校襲撃事件の際には、実際にヘイトスピーチの被害を受けた人達だけではなく、同様の立場にある他の人達も、同じような危機感・恐怖を感じていたとのことであり、ヘイトスピーチによる被害の深刻さを感じた。

また、近藤教授からは、差別撤廃に向けた世界各国・日本での取組について説明があり、差別撤廃に向けた日本の取組がいかに遅れているかということを感じさせられた。

師岡弁護士からは、平成28年のヘイトスピーチ解消法制定後、司法において、ヘイトデモ差止めなどの効果があがっているものの、法制定後も、特にインターネット上では差別的言動が続いており、対応としてはまだまだ不十分であるとの指摘があった。

今後、差別的言動をなくしていくために、私たち一人一人が問題意識をもち、声をあげ、行動を起こすことの必要性を感じる非常に意義深いシンポジウムであった。

(会員 後藤 愛)

## シンポジウム

### 「カジノの危険性とカジノ解禁の経済的効果」

#### —カジノ解禁推進法の現状を踏まえて—

消費者問題対策委員会の主催で「カジノの危険性とカジノ解禁の経済的効果」と題したシンポジウムを開催した。来場者は、60名を超えた。

平成28年12月成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)、同法に基づきIR推進会議の取りまとめ、パブコメの結果を当委員会が報告した後、静岡大学の鳥畑与一教授の基調講演が行われた。

鳥畑教授は、IR型カジノ(統合型リゾート)を拡大させるなど、IR型カジノは最悪の選択肢であるとの認識を示した。遠く仙台からの出席となった新里宏二弁護士(日弁連カジノギャンブル問題ワーキンググループ座長)からは、日弁連のカジノ反対への取組等の説明があった。

最後に、小野仁司消費者問題対策委員長から、横浜はIR施設設置の最有力候補地であり、これを阻止するために当会としても活動するという意思が示され、盛況のうちに本シンポジウムを終えた。

(会員 松岡 泰樹)

# 常議員会平成29年度

## 正・副議長退任挨拶

### 悔いと充実感と

議長 小賀坂 徹

平成29年度常議員会 終えられたことにまずホ  
も、大きな波乱なく無事 っとする。

平成29年度常議員選挙の  
激戦は、年度内の開設が  
見込まれていた後見セン  
ターを巡っての要素が強  
かったと思う。後見セン  
ターについては、常議員  
会でも丁寧な議論が行わ  
れ、3月1日、無事開設  
にご着けることができ  
た。延命会長の臨時総会  
での涙には及ばないが、  
それなりの感慨がある。

悔いが残るとすれば、  
通常総会における憲法に  
関する決議が、内容に関  
するいくつかの修正動議  
が提出された後に、否決  
されてしまったことであ  
る。総会の議案について  
は、事前に常議員会に提  
出され、議案とすること  
の承認が求められるのだ  
が、決議の内容について、  
その段階でもっと注意深  
く採んでおけば、一定の  
混乱は避けられたのだと  
思う。

その他にも反省点はあ  
り、ほろ苦い思いである。  
ご迷惑をかけた皆さんに  
は、この場を借りてお詫  
びしたい。

総じて1年を通じ、多  
くの常議員諸氏が事前配  
布資料を丁寧に読み込  
み、弁護士会の直面する  
多種多様な課題につい  
て、極めて熱心に討議が  
行われたことに大いに感  
心し、敬意をあらうと共  
に、当会の高い力量を実  
感させられた。

### いい日旅立ち

副議長 岩田 武司

今回の常議員会のメン  
バーは激しい選挙戦の末  
に選ばれた方々であった  
ため、当初、議案によっ  
ては難しい議事運営とな  
るのではないかと危惧し  
ていたが、小賀坂議長の  
手腕もあって問題の議案  
においても特に荒れるこ  
とはなかった。

むしろ、期間全体を通  
じてみても、必要な時  
には活発に議論が起これ  
るの、冷静な常議員会  
であったと思う。これも延  
命執行部の事前の周到な  
準備と常議員の皆さんの  
各議案に対する真摯な姿  
勢の表れではないかと思

う。関係者には心から敬  
意と感謝を申し上げます。  
心残りなのは、一度イン  
フルエンザで欠席をし  
てしまったことである。  
小賀坂議長から皆勤賞の  
常議員に贈られるらしい  
センスあふれる素晴らしい  
プレゼントを頂く機会  
を失ってしまった。

最後に副議長としての  
職務であるが、正直など  
ころ「心躍るような」と  
は形容しがたい、地味な  
がらも大変な労力を要す  
ものであった。そして、  
その労力の大部分は常議  
員会速報の作成にある。  
いったい会員の何名が

の常議員会速報を丹念に  
読んでいるのだろうか。  
でも、少なくとも常議員  
の皆さんは読んでくれて  
いたと信じたい。

なんとすれば、私はこ  
の速報を常議員から「私  
の発言が引用されていな  
いではないか」とクレーム  
を受けることのないよ  
うに、発言者の一人一人  
の顔を思い浮かべなが  
ら、その発言をまんべん  
なく取り込んでつくって  
いたのだから。

会員の皆さん、これか  
らは常議員会速報に注目  
して下さいね。



## 中小企業シンポジウム

### 「事業承継、会社よ永遠なれ！」

神奈川県では2月を  
「中小企業・小規模企業  
活性化推進月間」と定め、  
中小企業・小規模企業の  
活性化を進めるため、  
様々なイベントを催して  
いる。この一環として、  
2月16日、当会業務改革  
委員会主催で、事業承継  
に関するシンポジウムを  
神奈川中小企業センター

ビルにて開催した。会外  
からの参加者も多く、全  
体で66名の参加を得て盛  
況であった。  
冒頭、河合秀樹副会長  
より、事業承継支援の注  
力について挨拶があり、  
続いて、県担当者より、  
中小企業支援の施策等の  
紹介、挨拶があった。

本編では、まず、杉浦  
智彦会員より、  
「黒字会社の事  
業承継」と題す  
る講演があっ  
た。ここでは、  
事業承継の現  
状・課題につ  
いての報告、事  
業承継関連の税  
制につき言及が  
あり、その上で、  
事業承継の過程  
を5つのステッ  
プに分析し、各ステップ  
においてなすべき活動  
や、具体例を踏まえ早期  
に対策を行うことの重要  
性の説明があった。  
次に、横山明会員より、  
「赤字会社の事業承継」  
と題する講演があった。  
ここでは、赤字の中小企  
業数等、現状に関する報  
告があり、これを踏まえ、  
赤字企業の財務状況を3  
つの段階に分類し各段階  
において行うべき事業承  
継支援及び具体例をもと  
に実際に採られる事業承  
継支援等の説明があった。  
事業承継が社会問題と  
認識されて久しく、早期  
に対策することの重要性  
は日毎に増している。今  
後もその重要性を発信し  
ていきたい。

講演の様子

「黒字会社の事  
業承継」と題す  
る講演があっ  
た。ここでは、  
事業承継の現  
状・課題につ  
いての報告、事  
業承継関連の税  
制につき言及が  
あり、その上で、  
事業承継の過程  
を5つのステッ  
プに分析し、各ステップ  
においてなすべき活動  
や、具体例を踏まえ早期  
に対策を行うことの重要  
性の説明があった。  
次に、横山明会員より、  
「赤字会社の事業承継」  
と題する講演があった。  
ここでは、赤字の中小企  
業数等、現状に関する報  
告があり、これを踏まえ、  
赤字企業の財務状況を3  
つの段階に分類し各段階  
において行うべき事業承  
継支援及び具体例をもと  
に実際に採られる事業承  
継支援等の説明があった。  
事業承継が社会問題と  
認識されて久しく、早期  
に対策することの重要性  
は日毎に増している。今  
後もその重要性を発信し  
ていきたい。

(会員 田中 達哉)

## 初開催

### インターネットと法律問題 セミナー&相談会

2月27日、当会会館に  
おいて「インターネット  
法律問題に関するセミナ  
ー&相談会」が開催され

た。同セミナー・相談会  
は、当会法律相談センタ  
ー運営委員会が主催し、  
市民に向け無料で開催し

た。同セミナー・相談会  
は、当会法律相談センタ  
ー運営委員会が主催し、  
市民に向け無料で開催し

たものであり、イン  
ターネット上でのトラ  
ブルやインターネット  
通販サイトでのトラブ  
ルなど、トラブルの種  
類は多岐にわたる。  
本セミナー・相談会  
は、当会IT委員会副  
委員長であり当会イン  
ターネット法律研究会  
にも所属している三浦  
靖彦会員より、イン  
ターネット上での名  
誉毀損・プライバシー  
侵害に関する講演が

講演中の三浦靖彦会員

たものであり、イン  
ターネット上でのトラ  
ブルやインターネット  
通販サイトでのトラブ  
ルなど、トラブルの種  
類は多岐にわたる。  
本セミナー・相談会  
は、当会IT委員会副  
委員長であり当会イン  
ターネット法律研究会  
にも所属している三浦  
靖彦会員より、イン  
ターネット上での名  
誉毀損・プライバシー  
侵害に関する講演が

(会員 山縣 宏子)

# 「延命執行部は、このメンバーでよかった。」

## 平成29年度理事者から

### 最後の挨拶

延命執行部は、副会長  
全員がもとも延命政之  
会長の知り合いであった  
こともあって、最初から  
仲が良くバランスも取れ  
ていた。

会規・規則の制定、改  
正などは系井淳一副会長  
が調査室での経験を如何  
なく發揮し、財政・財務  
に関しては堀口憲治副  
会長が財務室での経験を  
活かし、憲法・人権、労  
働については、佐藤正知  
副会長が中心となって執  
行部を引っ張り、支部に  
絶大の信頼がある徳久京  
子副会長が支部をまと

め、この4人がきっちり  
仕事をしてくれるので、  
私は、苦情処理、会員の  
不祥事対策などに専念す  
ることができ、例年にな  
く多い懲戒などにも対処  
することができた。

では、延命会長はとい  
うと、冗談はいうがほと  
んど文句をいわず、「いい  
んじゃない。」という  
だけで、副会長の自主性  
を尊重してくれており、  
その点でも、副会長は非  
常にやりやすかった。

このように話してくる  
と、最初から非の打ち所  
のない執行部のように聞

延命執行部のメンバー in 熱海

こえるが、最初は考えの  
あまい執行部であったこ  
とは否めない。

それが分かったのが、  
5月の通常総会であり、  
理事者内で議論を尽くし  
て検討した結果である議  
案が否決されるという事  
件が起こったのである。

このとき、理事者全員  
が、会議がその場の状況  
で思わぬ方向に進んでし  
まう怖さを知り、そうな  
らないためには、執行部  
が、積極的により多くの  
会員に正確な情報を配信  
し、多数の会員に議案を  
理解した上で総会に参加  
してもらい、活性化した  
総会とするための準備を  
怠らないことが必要だと  
痛感したのである。

いうまでもなく、当期  
執行部の最大の目標は、  
延命会長の悲願ともいう  
べき後見センターの立ち  
上げであった。延命会長  
自らの手で後見センター  
を設立しなければ、当期  
執行部は無意味であるとい  
っても過言ではなかつた。

後見センターを立ち上  
げることができたのは、  
通常総会での経験が役立  
ち、理事者間の団結、理  
事者間の助け合う精神が  
生まれた結果と私は思っ  
ている。

臨時総会の終了時に延  
命会長の目から思わず涙  
がこぼれたのも、単純に

議案が通ったからではな  
く、執行部が関係委員会  
と協力して、できる限り  
の準備をし、総会当日の  
活発な議論の末、議案が  
可決されたというプロセ  
スがあったからこそなの  
である。

臨時総会後は相変わらず  
忙しかったが、その頃  
から、理事者間で、忙し  
い副会長がいれば、自然  
と「それやりましょう  
か」「それ引き取ろうか」  
という言葉がでるよう  
になり、口直しの仕事を手分  
けして終わらせることな  
ども多くなった。

また、お互いに、担当  
を尊重し、問題が生じた  
場合も、決して、担当を  
責めることなく、すぐに、  
全員でどうやってフォロ  
ーするかを真剣に考える  
のも当期執行部の良いと  
ころである。

このように、いい面は  
かり話していると、悪い  
ところはないのかといわ  
れそうであるが、悪いと  
ころは全員にある。でも、  
それがその後良い方向に  
進むのが、当期執行部な  
のである。

その結果、「延命執行  
部は、このメンバーでよ  
かった。」と執行部全員  
が思っている。  
会員の皆さん、1年間  
ありがとうございました。  
(副会長 河合 秀樹)

### 恒例の 横浜法曹スキー同好会

## スキーツアーを中止!

横浜法曹スキー同好会  
は、蔵王温泉スキー場で  
2月23日から25日の日程  
で予定されていた、毎年  
恒例のスキーツアーを中  
止した。

幹事の松原範之会員  
(私)によると、1月30日、  
気象庁より、蔵王山・噴  
火警戒レベル2、火口周  
辺規制「小規模な噴火の  
可能性、想定火口域(馬  
の背カルデラ)から概ね  
1・2km」が発表された  
ことから、参加者の安全  
確保のため、中止とする  
以外の選択肢はなかった  
とのことである。

しかしながら、蔵王温  
泉スキー場エリア(リフ  
ト・ロープウェイ営業エ  
リア)は規制区域外にあ  
り、スキー場は通常営業  
が続けられていることか  
らすると、今回の中止は、  
参加者の減少を食い止め

### 中止の責任を取った松原会員 in 米沢市の天元台高原

開催年次となる。  
新幹事は、若きスノー  
ボーダーである。平昌五  
輪スノーボード男子ハ  
ーフパイプ決勝での平野歩  
夢とシヨーン・ホワイト  
の名勝負が火付け役とな  
り、日本でもスノーボー  
ドの関心が高まっている  
なか、スノーボーダーの  
新規会員の増加が期待さ  
れる。

果たして、伝統ある海  
外スキーツアーが開催さ  
れるのか否か、新幹事の  
手腕に期待したい。

### (会員) 松原 範之

3月号8面帯谷直子会員  
の新入会員紹介(事務所名  
に誤りがありました。  
訂正してお詫びいたしま  
す。  
(正) 弁護士法人法フレ  
ンズオーハラ法律事務所  
(誤) 弁護士法人フレン  
ズオーハラ法律事務所

先般の皆既月食は、ご  
覧になられたでしょうか。  
赤い月ときたら、次は  
もちろん赤い星であろ  
う。この夏、火星が！地  
球に大接近する！  
今も既に明け方の南の  
空に見えている火星であ  
るが、今後は次第に地球  
との距離を縮め、さらに  
明るさを増していく。最  
接近は7月31日。この頃  
には、日没後すぐに南東  
の空に見え始め、一晩中、  
その赤く輝く姿を楽しむ  
ことができる。  
皆さま、今すぐ手帳に  
ご記載を。  
デスク  
記者 大関 亮子  
新倉 武  
大崎 徹  
吉田 正穂  
古西 達夫

編集後記

電話 / 045-620-8300  
予約受付時間  
月・火・木 9:30~17:00  
水 9:30~19:00  
土 9:30~15:30  
インターネット予約は  
ひまわり相談ネットから

